ClassNK

適合証明用

MLC, 2006（2006 年の海上の労働に関する条約）に基づく

船員の労働及び居住条件に関する

受検の案内

一般財団法人 日本海事協会

船舶管理システム部

2025 年 2 月（第 5 改訂）

改　訂　記　録

日　付	改　訂	主　な　変　更　点
2014 年 11 月	7.2.1	審査済 DMLC PartIIに規定される措置・計画の船上での最少運用期間（原則 1 ヶ月を原則 3 ヶ月に変更）
2014 年 11 月	7.2.4.	新規追加
2017 年 9 月	はじめに	2014 改正について追記
2017 年 9 月	6.-3	新規追加：Short-term MLC
2017 年 9 月	7.2.1	審査済 DMLC PartIIに規定される措置・計画の船上での最少運用期間の規定変更し（原則 3 ヶ月を原則 1 ヶ月に変更）8.1.1 に移動
2017 年 9 月	7.2.3	削除
2017 年 9 月	7.2.4	削除
2017 年 9 月	8.	新規追加：検査の種類と実施時期
2017 年 9 月	部署名変更	船舶管理システム部に変更
2022 年 2 月	1., 7.1.3, 7.2.1 及び 10.	電子記録書の運用開始に伴い、記載内容を変更した。
2024 年 11 月	3., 6.及び 8.5.	従来、重大な不適合（Major Non-Conformity(MNC)）及び不適合（Non-Conformity(NC)）という用語を使用していたが、IACS PR No.40 の規定に基づき、重大な欠陥（Serious deficiency(SDF)）及び欠陥（Deficiency(DF)）という用語を使用する。
2025 年 2 月	7.1.3	DMLC Part II 及び参照先の別書類の改正による文書審査の取扱いを明記

注：H.P.はホームページに掲載だけ、小冊子の発行なし。

本会各支部又は事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております “DIRECTORY”をご覧下さい。
（なお、“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です）
http://www.classnk.or.jp/hp/ja/directory/dir_top.aspx

この『受検の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。
一般財団法人 日本海事協会　船舶管理システム部
電話：03-5226-2173 / Fax：03-5226-2174
e-mail：smd@classnk.or.jp

目　　次

1. はじめに …… 2

2. 略語の説明 …… 3

3. 用語の定義 …… 3

4. 条約規則及び付属コードの注釈 …… 4

5. 適用船舶 …… 5

6. 証書及び補完書類の種類と有効期限 …… 5

7. 検査及び証明
- 7.1 文書審査
  - 7.1.1 文書審査の申込み …… 6
  - 7.1.2 提出書類 …… 6
  - 7.1.3 文書審査 …… 6
- 7.2 船上検査
  - 7.2.1 船上検査の申込み …… 7
  - 7.2.2 提出書類 …… 7

8. 検査の種類と実施時期 …… 7
- 8.1 初回検査 7
- 8.2 中間検査 7
- 8.3 更新検査 8
- 8.4 暫定 MLC 発行のための検査 8
- 8.5 臨時検査 8

9. SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行 …… 9

1. はじめに

2006 年の海上の労働に関する条約は、国際労働機関（ILO）において 1920 年以降に採択された海事分野の 68 の条約・勧告を統合し、更新する条約で、船舶で働く船員のための最低限の要件を定め、雇用条件、労働・休息時間、居住設備、娯楽設備、食料・司厨、健康保護、医療、福祉、社会保障に関する規定を含んでいます。本条約は 2013 年 8 月 20 日に発効致しました。

本条約は、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS）、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW）、船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）といった国際海事機関（IMO）の 3 つの重要な条約と並び、国際海事規則体系の「第 4 の柱」とも称されています。

本条約の批准国を旗国として登録された国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶は、本条約への適合を検証するための旗国政府又は旗国政府が認定する団体（Recognized Organization(RO)）による検査が要求され、適合の証明として当該船舶に対して発行される海上労働証書（Maritime Labour Certificate(MLC)）とそれに添付して海上労働遵守措置認定書（Declaration of Maritime Labour Compliance(DMLC)）を備え置く必要があります。

本会は、数多くの旗国政府から認定団体(RO)として承認されており、旗国政府に代わって、また、本会の規則「海上労働システム規則及び同実施要領」に従って、海上労働遵守措置認定書第 2 部（DMLC Part II）の審査並びに船上検査を実施し、一部の旗国政府を除き、海上労働証書を発行しております。

なお、本会は、次のとおりサービスの電子化を進めております。

-1 検査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで船上検査を申し込めるサービス（e-Application）を用意しています。

-2 従前の紙証書に替わり、証書を保護付き電子ファイル（PDF）にて発行するサービスを用意しております。詳しくはホームページに掲載しているパンフレットをご参照下さい。

-3 2022 年 1 月 30 日から、船上検査を行ったのち提供する検査記録書は電子的に発行され、会社に送付されます。

-4 本受検の案内をはじめ、本会のサービスは、ホームページからご利用できます。次のアドレスをご利用下さい。

各種チェックリスト:https://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/mlc/index.html

検査の申請書式：http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

e-Application：http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html

2. 略語の説明

MLC, 2006： Maritime Labour Convention, 2006 2006 年の海上の労働に関する条約

MLC： Maritime Labour Certificate 海上労働証書（船舶に対して発行）

IMLC： Interim Maritime Labour Certificate 暫定海上労働証書（船舶に対して発行）

SOC： Statement of Compliance 適合証書（未批准国又は同条約が発効していない国を国籍とする船舶に対して発行）暫定 SOC あり

DMLC： Declaration of Maritime Labour Compliance 海上労働遵守措置認定書（Part I と Part II の 2 部から構成されている。）

Part I：条約を実施する旗国の国内法規の要件を明示する書類で旗国当局により、作成され個船毎に発行される。

Part II：上記、DMLC Part I に明示された旗国の国内要件の継続的遵守を確保するための措置・計画を示すもので、船舶所有者が作成し、旗国当局又は旗国に認定された認定団体（RO）が審査する。SMS マニュアルなどの他の文書を参照しても構わない。

RO： Recognized Organization 認定団体

3. 用語の定義

(1) “Seafarer (船員)”とは、能力の如何を問わず、この条約が適用される船舶において雇用され若しくは従事し、又は労働するものをいう。

(2) “Seafarers’ employment agreement (船員の雇用契約)”には、雇用契約及び雇入契約の双方を含む。

(3) “Seafarer recruitment and placement service (船員の募集及び職業紹介のための機関)”とは、公的部門又は民間部門における個人又は会社、協会、機関又はその他の団体であって、船舶所有者に代わって船員を募集すること又は船員を船舶所有者に紹介することに従事するものをいう。

(4) “Ship (船舶)”とは、船舶のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用或いはこれらの水域に隣接する水域のみを航行する船舶以外のものをいう。

(5) “Shipowner (船舶所有者 *)”とは、船舶の所有者又は船舶の管理人、代理人若しくは裸傭船者のようなその他団体或いは個人であって、当該船舶所有者から船舶の運航に係わる責任を引き受け、且つ、その受入に際して、この条約に従って船舶所有者に課される義務及び責任を引継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が船舶所有者に代わって義務又は責任の一部を果たすか否かを問わない。

(6) “重大な欠陥（Serious deficiency「SDF」）”とは、IACS PR No.40 の 1.1.5 項の定義によるものをいい、“欠陥（Deficiency「DF」）”とは、IACS PR No.40 の 1.1.4 項の定義によるものをいい、“観察事項（Observation「OB」）”とは、IACS PR No.40 の 1.1.6 項の定義によるものをいう。

---

* MLC, 2006 上の Shipowner

4. 条約規則及び附属コードの注釈

この注釈は、海上労働条約の一部を構成するものではなく、同条約の一般的な手引きとして意図するものである。

この条約は、3 つの異なる部分から成る。: 即ち、本文、規則及びコード。

本文及び規則は、海上労働条約を批准する加盟国の中核的な権利及び原則並びに基本的な義務を定める。本文及び規則は、国際労働機関憲章第 19 条の枠組みの中で、総会によってのみ変更することができる（第 14 条参照）。

コードは、規則の実施に関する詳細な内容を含む。コードは、A 部（強制的な基準）及び B 部（任意の指針）からなる。コードは、海上労働条約の第 15 条に定める簡易的な手続きを通じて改正することが出来る、コードは、実施の詳細に関係しているので、その改正は、本文及び規則の一般的範囲内に留めなければならない。

規則及びコードは、5 章の一般的な分野に分けて構成する。:

- 第 1 章：船内で労働する船員の最小限の要件
- 第 2 章：雇用条件
- 第 3 章：居住設備、娯楽設備、食糧及び供食
- 第 4 章：健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護
- 第 5 章：遵守及び執行

各章は、特定の権利又は原則（又は第 5 章では執行措置）に関する分類された規定に関連番号を付して記載する。例えば、第 1 章の最初の分類は、最低年齢に関する 1.1 規則、基準 A1.1 及び指針 B1.1 からなる。

条約は、次に規定する 3 つの基礎となる目的を有する。本文及び規則において、確固たる一連の権利及び原則を定めること。これらの権利及び原則を加盟国が実施する方法について、コードを通して相当の程度の弾力的適用を認めること。これらの権利及び原則が適切に遵守され、且つ、執行されることを、第 5 章を通して確保すること。

実施における弾力性には､2 つの主要な分野があり､1 つは必要な場合には(第 6 条 3 項参照)、加盟国が実質的同等性（第 6 条 4 項に定めるもの）を通じて、コード A 部の詳細な要件を実施することを可能にする。

実施における弾力性の 2 つ目は、コード A 部の多くの規定の強制的な要件をより一般的な方法で作成することにより、国内的に規定する詳細な措置について、裁量の範囲を一層広く残すことにより提供する。このような場合には、任意のコード B 部において実施に関する指針を与える。このような方法によって、この条約を批准した加盟国は、コード A 部の対応する一般的義務に基づく予想される措置及び必ずしも要求されない措置を確認することができる。例えば、基準 A4.1 は、治療のために必要な医薬品を迅速に提供すること（1(b)項）及び「医

療箱を備える」こと（4(a)項）を全ての船舶に要求する。

この規定の完全なる履行は、船舶が医療箱を単純に有すること以上のものを明確に意味している。医療箱の中身が適正に保管され、使用され、また維持されることを確保するために何が必要なのかについて、より明確な記述を対応する指針 B4.1.1（4 項）に規定する。

この条約を批准した加盟国は、関係する指針に拘束されない。
寄港国による監督に関する第 5 章の規定に定めるとおり、検査は、条約（本文、規則及びコード A 部の基準）の関係する要件のみを取り扱う。

但し、当該加盟国は、第 6 条 2 項の規定に従い、コード A 部の規定に基づく自国の責任をコード B 部に定める方法で遂行するために妥当な考慮を払うことを求められる。

当該加盟国が、医療箱の中身の適正な保管、使用及び維持を確保するために異なった措置を定めることを関連する指針を十分に考慮した上で決定する場合には、その決定は、加盟各国にも受け入れられる。

一方、関係する加盟国及び国際労働条約の実施の見直しに関して責任を有する国際労働機関の諸機関は、コード B 部に定める指針に従うことにより、当該加盟国の定める措置が当該指針に関係するコード A 部の規定に基づく責任を遂行するために十分であることを、更に検討することなく確認することができる。

5. 適用船舶

MLC, 2006 への適合及び海上労働証書並びに海上労働遵守措置認定書の保持が要求される船舶は以下のとおり；

-1 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶
-2 加盟国を旗国とし、かつ、他の国の港から又は港間を航行する総トン数 500 トン以上の船舶

6. 証書及び補完書類の種類と有効期間

証書は､船舶に対して発行する海上労働証書(Maritime Labour Certificate 以下 MLC といいます）のみで、船舶所有者に対して発行する証書はありません。MLC 及び補完書類の種類は以下の通りです。

-1 MLC：旗国政府の権限の下に発行される本証書です。（初回及び更新検査完了に基づき発行）有効期間は５年を超えないことと規定されています。
-2 IMLC：旗国政府の権限の下に発行される暫定証書です。有効期間は 6 ヶ月を超えないことと規定されています。新船の引渡しの場合、船舶が旗国を変更する場合及び船舶所有者が新たな船舶の運航について責任を負う場合に適用されます。

-3　Short-term MLC：船上検査完了時に欠陥が残った場合に Full-term MLC に代えて発行する短期の証書（最大 3 ヶ月間の有効期限）です。当該欠陥の是正措置計画（Corrective Action Plan「CAP」）を受理した後に Full-term MLC が発行されます。これとは別に、旗国が本証書を発行する場合、旗国の指示により本証書発行までの繋ぎとして検査完了時に発行する場合があります。

-4　DMLC：Part I と Part II から成り、MLC に添付され、MLC を補完する申告書です。

Part I　：　旗国当局が発給致します。

Part II：　船舶所有者が作成し、旗国当局（又は認定団体）が精査・確認致します。

-5　SOC：MLC,2006 が公的に発効していない国籍又は未批准の国籍船舶に対し MLC,2006 の要件又は MLC,2006 を実施する旗国の国内要件に適合していることを証明する証書で MLC に代わるものとして旗国の指示に従い発行致します。有効期間、維持に関しては、旗国の指示に従うことになります。-2 同様、暫定 SOC も該当する場合発行されます。

初回船上検査完了時に欠陥が残った場合で CAP 処理する場合は上記-3 の通り、Short-term SOC を発行します。

7.　検査及び証明

適合検査及び証明は条約で要求されており、<u>文書審査と船上検査が含まれます</u>。

7.1　文書審査

7.1.1　文書審査の申込み

文書審査は、<u>最寄りの支部・事務所へ申し込み下さい</u>。

尚、本会を RO として承認しており、文書審査の代行権限が委譲されている旗国に籍を置く船舶のみ申込みを受理致します。

7.1.2　提出文書

文書審査における提出書類は、以下のとおりです。

-1．申込書　(Form MLC-APPLI-R)

-2．上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

7.1.3　文書審査

旗国主管庁発給の DMLC Part I の要件に継続的に適合することを確保するための措置・計画・手順及びそれらを継続的に改善するための措置が DMLC Part II 及び居住区構造・設備の仕様に含まれていることを審査します。当該措置・計画・手順が不十分又は不適切と判断された場合には、書面等で通知致しますので適宜修正下さい。適切で十分と判断された DMLC Part II に関しては文書審査での審査完了済を証明する書類（Form MLC-LOR / Letter of Review of Relevant Documents (DMLC Part II and/or drawings)）を発行し、船舶所有者に電子様式で電子メールによって返却致します。DMLC Part I（原本）、審査済 DMLC Part II（原本又は写し）及び Form MLC-LOR は本船に備え置きください。その後の船上検査にて船内での実施状況を検証

致します。暫定 MLC 発行のための船上検査の場合、必ずしも検査前に上記の書類審査が完了している必要はありません。

尚、文書審査が完了した後に、DMLC Part II に記載されている記載内容について修正がある場合（字句修正等のどんな軽微な修正でも）は、改めて文書審査が必要となります。また、DMLC Part II 内で、SMS マニュアル等の別書類を参照しており、DMLC Part II の紙面上の表記に変更が無いものの、参照先の別書類に記載された当該措置・計画・手順及びそれらを継続的に改善するための措置について修正がある場合も、新しい日付で DMLC Part II を再作成したうえで文書審査が必要となります。ただし、参照先の別書類の以下の修正については、文書審査は不要です。

-1　文法上の誤記等の字句修正
-2　参照されている書式やチェックリスト等の付録の修正
-3　船上検査にて船内での実施状況を検証する必要が無いと考えられるその他の修正等

参照先の別書類の修正について、文書審査が必要か否か不明な場合は、船舶管理システム部にお問い合わせ下さい。尚、参照先の別書類の修正に伴い、文書審査を申込まれる場合は、7.1.2 で要求される提出文書に加え、参照先の別書類の修正部分も併せてご提出願います。

7.2　船上検査

7.2.1　船上検査の申込み

船上検査は、<u>検査地を管轄する弊会支部・事務所へ申し込み下さい。</u>

規定上、暫定 MLC 発行のための検査を除き、船舶が入渠中又は係船状態の様な通常運航状態でない場合、本会は船上検査を実施できない事にご留意下さい。

7.2.2　提出書類

船上検査における提出書類は、以下の通りです。

-1. 申込書　(Form MLC-APPLI-S)
-2. 上記申込書の中に記載された提出が要求される書類

8.　検査の種類と実施時期

8.1　初回検査

Full-term MLC（又は SOC）発行のための検査。文書審査及び船上検査が要求され、受検条件として DMLC Part IIに規定された措置の**本船上での原則 1 ヶ月以上の運用実績があることを要求しています。**加えて、DMLC Part II の文書審査が完了していることが要求されます。

8.2　中間検査

MLC の 2 回目と 3 回目の検査基準日の間に要求される船上検査です。検査完了後、現有の MLC に裏書されます。

8.3　更新検査

現 MLC の更新のための検査。現 MLC の有効期間中に実施される船上検査で、通常有効期限の 3 ヶ月前から有効期間満了日までに完了すれば検査基準日は引き継がれ、3 ヶ月前以前に実施された場合には当該検査完了日起算の検査基準日に変更されます。新たな Full-term の MLC が発行されます。

8.4　暫定 MLC 発行のための検査

暫定 MLC 発行の為の検査。次の場合に暫定 MLC 発行の為の検査を受検することができます。

＊当該検査受検に際し、必ずしも文書審査の完了は要求されませんが、文書審査の申請が受理されていることが条件となります。

(1) 新造船が引き渡される時

(2) 船舶の旗国が変更される時

(3) MLC 船舶所有者が変更される時（MLC 船舶所有者にとって新たな船舶の運航責任を引き受ける時など）

8.5　臨時検査

定期的検査（初回、中間及び更新検査）及び暫定 MLC 発行のための検査以外に本会が定める要件に従い行われる船上検査であり、以下に実施の事由と条件を示します。

(1) 船舶の要目変更（船名、トン数等）の場合：
事前に DMLC Part II改訂の文書審査が必要です。同じ有効期限の新たな MLC が発行され、改訂された DMLC Part IIに裏書されます。

(2) DMLC Part IIの実質的な変更（手順の変更等）の場合：
事前に DMLC Part II改訂の文書審査が必要です。改訂された DMLC Part IIに裏書きされ、現行の MLC と同じ有効期限をもつ新たな MLC が発行されます。

(3) 3 ヶ月以上運航を休止していた船舶が運航を再開する場合：
旗国の指示を確認のもと検査を実施する場合があります。

(4) MLC 及び DMLC Part II 記載項目の変更の場合（MLC 船舶所有者名、住所等）：
事前に DMLC Part II改訂の文書審査が必要です。但し、この場合の検査は机上での検査に代えることができますので、MLC 記載項目変更を DMLC Part II改訂の文書審査と共に弊会船舶管理システム部へお申し込みください。新たな MLC が発行され、改訂された DMLC Part IIに裏書されます。

(5) 検査中に重大な欠陥が指摘され格下げされたが、検査終了までに格下げされた欠陥の是正措置がとれなかった場合：
格下げされた欠陥の是正措置の効果的実施の確認のため、当該検査完了日から 3 ヶ月以内の実施が要求されます。現行の MLC に裏書きされます。

(6) PSC による欠陥の指摘がなされ、当該欠陥の是正確認のための臨時検査が要求された場合：
当該検査完了後、現行の MLC に裏書きされます。

(7) 他の機関が発行した MLC を移行し引き継ぐ場合：
旗国による特別な指示及び/又は MLC 船舶所有者の特別な要求がない限り、通常は現行の MLC と同じ有効期限の新たな MLC が発行されます。

(8) 船員の居住区構造設備に改造がある場合：
検証は旗国の指示に従うことになります。

(9) その他、旗国の判断による場合：
検証は旗国の指示に従うことになります。

9. SOC の発行・維持及び状況による検査・証書発行

原則として、SOC の発行・維持に関しては MLC と同じ取り扱いとなりますが、別途、旗国による特別な指示がある場合にはそれに従うことになります。詳細は船舶管理システム部にお問い合わせ下さい。